

# 豊郷町子ども読書活動推進計画

平成 2 7 年 3 月

豊郷町教育委員会

# 目 次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の性格と役割	
3	計画の対象	
4	計画の期間	
第2章	計画の基本的な考え方	3
1	基本目標	
2	基本的方針	
第3章	子ども読書活動推進のための方策	4
1	地域・家庭・保育園・幼稚園、子どもに関わる福祉行政等における読書活動の推進	
2	小学校・中学校における読書活動の推進	
3	町立図書館における読書活動の推進	
第4章	広報啓発と計画の推進	11
1	広報啓発と具体的な推進	
2	推進体制の整備	
第5章	指標の設定	12
(参考資料)		13

# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の趣旨

読書は、子どもにとって、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするものであり、人生をより深く生きていくうえで欠くことのできないものです。例えば、物語においては、主人公や登場人物になりきり、イメージをふくらませ本の世界に入り込みます。このような体験を繰り返しながら成長する中で、言葉や気持ちを理解し、視野を広げ、正しい判断力を身につけ、思いやりの心を培っていきます。また、絵本や紙芝居などの読み聞かせは、乳幼児期の子どもに人のあたたかさを伝え豊かな情操を養います。

しかし、情報メディアが広く浸透している現在、子どもの生活環境は大きく変化しており、テレビ・ゲーム・インターネット・携帯電話やスマートフォンなどの普及は、活字文化の衰退や活字離れ、読書離れを引き起こしてきています。

このような状況の中で、国において、平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律により、子どもの読書活動推進計画を策定・公表することが国および地方公共団体の責務とされました。平成25年5月には、この法律に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第3次）が閣議決定され、子どもの読書活動を広く支援しています。滋賀県においても、平成17年2月「滋賀県子ども読書活動推進計画」（第1次）が策定され、その後の取り組みを踏まえて平成26年12月には「滋賀県子ども読書活動推進計画」（第3次）が策定されています。

そして、この度、豊郷町でも、子どもの読書活動を支援し、美しい日本語を大切にしていきたいという思いから「豊郷町子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。そして、すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を進め、発達に応じて読書に興味を持ち読書の幅を広げられるよう、この計画に従って環境を整備し、町民の皆様方とともに力を合わせて優しく賢くたくましい豊郷の子どもの育成に努めていきます。

## 2 計画の性格と役割

「豊郷町子ども読書活動推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づく計画であり、豊郷町における子ども読書活動の推進に関する施策の方向や取り組みを示したものです。この計画に基づき、子どもに関わるすべての機関が連携を図り、子どもの読書活動を推進するための積極的な取り組みを進めることを期待します。

## 3 計画の対象

この計画は、概ね18歳以下の子どもを対象とします。

## 4 計画の期間

平成27年度から概ね5か年とし、必要に応じて見直します。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本目標

「読書を通して優しくたくましい『本大好き!!豊郷っ子』を育てよう」

豊郷町では、「読書を通して優しくたくましい『本大好き!!豊郷っ子』を育てよう」を基本目標として、次の3つの基本の方針にもとづき、子どもの発達段階に応じた読書活動に配慮しながら取り組みを進めます。

### 2 基本の方針

#### (1) 子どもが気軽に本と出会い、本と親しむ環境づくり

子どもが読書習慣を身につけるには、乳幼児期から本と出会い、本と親しむ環境をつくる必要があります。そのためには、子どもの発達段階に応じて、読書の楽しさを知るきっかけをつくり、読書の幅を広げ読書体験を深めていきます。

#### (2) 家庭・園・学校・地域など、まち全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するには、家庭・学校・園・地域および行政を含めたまち全体での取り組みが必要です。そのためには、それぞれがその担うべき役割を果たして、子どもが読書に親しむ機会と場の充実を図り、図書館司書・教師・保育士・ボランティア等も資質の向上に努め、連携・協力しながら関わっていきます。

#### (3) 子ども読書活動推進のための啓発と支援、情報の発信

子どもの読書活動推進の輪を広げるには、その意義や重要性について、広く町民に理解を深め関心を高めてもらう必要があります。そのため、広報紙やホームページ、会合や日々の会話などの機会を通して情報発信に努め、啓発・広報活動の充実を図ります。

# 第3章 子ども読書活動推進のための方策

## 1 地域・家庭・保育園・幼稚園、 子どもに関わる福祉行政等における読書活動の推進

情報メディアが著しく発展し普及してきている現在、子どもを取り巻く生活環境は大きく変わってきており、子どもたちが本に興味を持ち本に親しむ機会も少なくなってきました。このような環境の中においてこそ、保護者や保育園・幼稚園の先生やボランティアの方などによる読み聞かせを中心とした乳幼児期の読書活動は大切にされなければなりません。絵本や紙芝居に触れて言葉に親しみ、その楽しさを知り創造力を育むことは、その後の読書活動を方向づける大切な礎となります。更に、本を繰り返し読んでもらうことは、保護者をはじめとする大人の心と触れ合い、その愛情を感じ豊かな心を育むことにつながります。

### 【現状と課題】

#### (1) 地 域

各字の公民館には、大半の地域に児童用も含めた図書が置かれています。以前は保護者などが貸出や読書のために定期的に開館していた地域もありましたが、現在ではどの地域も開館はしておらず利用もほとんどありません。地域の公民館の図書は「草の根文庫」とも言われるように、気軽に利用できる読書施設として活用されることが求められます。

#### (2) 家 庭

家庭における絵本などの読み聞かせを支援するため、保育園の家庭支援保育士が誕生月に各家庭を訪問して読み聞かせをしています。また、民生委員児童委員がブックスタート事業の一環として、該当する家庭に絵本を手渡しで配布しています。どれも、絵本の読み聞かせや親子の心のふれあいの素晴らしさを、保護者に直接伝える大切な機会ですが十分生かし切れてはいません。

#### (3) 保育園・幼稚園

保育園では、家庭支援保育士やおはなしボランティアが、また、幼稚園ではPTA研修部の協力を得て、読み聞かせ・紙芝居・パネルシアターなどを行っており、ほとんどの子どもが興味を持って楽しんでます。しかし、絵本への興味に個人差があり、絵本を読んでいる途中でも他のことに興味が移ってしまう子も少なくありません。また、家庭への絵本の貸し出しを行っており、返却の時、絵本ノートに感想や子どものつぶやきを記入し、絵本と一緒に楽しんでおられる様子が伺える家庭もありますが、絵本を読まずに返却日を迎える家庭もあります。読み聞かせの大切さを保護者の方に理解してもらい、読書への関心を高めることが大切です。

#### (4) 子育て支援センター

子育て支援センターでは、親子を対象にしたおはなし会を定期的に行っており、更に、気軽に本が借りられる環境づくりもしています。また、図書館と同じ建物にある利点を生かし、図書館のおはなし会に親子で参加しています。保護者にとって、司書や職員・おはなしボランティアといった経験のある人の読み聞かせを子どもと一緒に聞き、子どもの喜ぶ様子を見るまたとないチャンスですが参加はそれほど多くありません。

#### (5) 子どもと大人の関わり

子どもは、大人から童話や昔話などを聞いたり、読書をする大人の姿に触発されて、本に興味を持ち読書意欲を高めていきます。乳幼児健診の時に、会場に置いてある絵本を親子で読む姿も見受けられますが、スマートフォンや携帯電話を見ながら子どもの相手をしたり、スマートフォンの動画を子どもに見せている保護者も少なくありません。保護者をはじめとする大人への働きかけが大切です。

#### (6) 子どもの読書活動を支える人々

子どもや保護者に絵本の楽しさを感じてもらうためには、なによりも読み聞かせをする職員やボランティアの資質の向上といった面にも力を入れなければなりません。

### 【今後の方向性と具体的な取組】

#### (1) 子どもが本に親しむ機会の提供

- ・子どもの読書活動を推進するためには、子どもが身近なところで本に親しむことができる環境が大変重要です。また、周囲の大人が進んで本を読むことが、子どもの読書意欲を呼び起こすことにつながります。家庭内読書や親子読書を推進し、地域の公民館等が積極的に活用されるよう努め、子どもを取り巻くすべての大人が日頃から進んで本を読み、まち全体で読書を進める取り組みを根付かせていきます。
- ・保育園、幼稚園、子育て支援センターでは日々の読み聞かせの時間を大切にし、子どもたちが気軽に絵本に触れ合える環境づくりをこころがけ、充実した読書活動を進めます。

#### (2) 乳幼児期における絵本の重要性について啓発

- ・保育園、幼稚園では、乳幼児期に出会う絵本や物語の大切さを理解してもらうために、継続して絵本の貸し出しを行い、「園だより」などを利用して読書体験の大切さを家庭に発信します。また、PTAの読み聞かせ会を実施するなどして、絵本の重要性について啓発活動を進めます。
- ・乳幼児健診時に生活リズムや言葉の発達等についての保健指導の一環として、絵本の紹介や読み聞かせを行います。乳児の段階から絵本に親しみ、親子で絵本にふれあうことの大切さを理解してもらうため、民生委員児童委員やボランティア・図書館と連携して、ブックスタートや読み聞かせについてのあり方を探りつつ取り組みを進めていきます。

#### (3) 職員の資質向上

- ・子どもにとって魅力ある絵本を選んだり、十分に楽しませることができるよう、研修会や講習会への参加を積極的に促し、職員のスキルアップを図ります。

## 2 小学校・中学校における読書活動の推進

小学校・中学校では、乳幼児期に培った読書に関する興味や関心を礎として、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を育てていくうえで大きな役割を担っており、国語科をはじめとする各教科等や休み時間の自主的な読書などを通して多様な読書体験を積み重ねています。

### 【現状と課題】

#### (1) 小学校・中学校

各校とも児童生徒による図書委員会が設けられており、小学校では校内読書週間や読書強化週間にお勧めの本の紹介や読み聞かせなどの活動をしています。中学校でも学級文庫として配布する本を選定し紹介するなどの活動をしています。また、小学校では、1週間に何度か日を決めて朝の読書活動を実施しており、教職員やボランティアによる読み聞かせの時間もあり、楽しみにして聞いています。

#### (2) 読書調査に見る子どもの読書傾向

「平成26年度子どもの読書活動に関する調査（滋賀県教育委員会）」によると、豊郷町の不読率（1カ月の間に本を読まなかった子どもの割合）は、小学生は6.8%、中学生は61.9%で、全国の数値（平成26年度第60回学校読書調査より、小学生は3.8%、中学生は15.0%）に比べると中学生の不読率が非常に高い傾向が見られます。子どもたちが習い事や部活動に時間が取られるなどいろいろな原因があると思われそうですが、家庭はもちろん学校においても読書時間を確保するための工夫とともに、読書への興味づけの工夫など継続的な取り組みが課題となります。

#### (3) 小学生・中学生の読書に対する意識

小学校で行われた子どもの読書活動に関するアンケートでは、学校図書館を1週間に1回以上利用する児童は約6割、本を1日以上読む児童は約8割で、豊郷町の小学生の読書に対する意識は決して低くはありません。一方、本を読むことが「嫌い」、「あまり好きでない」と答えた児童は約2割おり、本を読まない児童は、テレビを見る時間や漫画・雑誌を読む時間が長いという傾向が出ています。

中学校では、本に興味を持ち学校図書館を利用する生徒もある程度いますが、学年によって違いがあります。また、学校図書館に読みたい本がなかったり、いろいろなジャンルの本を選ぶことができず同じような傾向の本を読むというような課題もあげられます。

#### (4) 学校図書館の整備

平成26年度から、町内各校に学校司書が配置（小学校週2日、中学校週1日）され、学校図書館の整備や図書の整理、「図書館だより」の発行に取り組まれています。休み時間や昼休みの貸出返却も行われ、学校図書館を利用する子どもたちも多くなってきています。また、行事や学習に関する本の準備などの学習支援も行われています。しかし、開館時間や館内の整備・整理などについては充分とは言えません。



### (5) 町立図書館との連携

小学校では、町立図書館から貸し出されている図書が学級文庫として設置されており、休み時間や給食の待ち時間などに本を読む姿が見られます。このように、町立図書館とは図書の団体貸出や子どもたちの見学・職場体験などでつながりがありますが、より機能的な連携と有効な活用方法を具体的に考える必要があります。

### (6) 子どもの読書活動を支える人々

小学生・中学生や保護者に本の楽しみを感じてもらうためには、教職員やボランティアの資質の向上といった面にも力を入れなければなりません。

### (7) 継続的な読書活動の大切さ

家庭・保育園・幼稚園・小学校・中学校とそれぞれに培われてきた読書活動が途中で途切れることがないように、継続的で計画的な取り組みが必要です。

## 【今後の方向性と具体的な取組】

### (1) 読書活動の充実

- ・年齢が高くなるにつれて、本を読む子どもと読まない子どもの差が広がることから子どもが本に親しむ機会を増やし、読書習慣を身につけるための取組を推進していきます。読書の楽しさを味わうことができるように、絵本や物語の読み聞かせを進めます。
- ・児童生徒が読書活動に積極的に取り組めるように、発達段階に応じた指導法を工夫します。
- ・学校や家庭における読書習慣の確立をめざし、朝の読書タイムなど全校一斉の読書活動やボランティアによる読み聞かせ、ブックトークの取組を一層充実させます。

### (2) 読書環境の整備と充実

- ・子どもたちが、興味をひくような本のレイアウトや本の紹介を工夫し、利用したくなる学校図書館になるように施設・設備の充実を努めます。また、常に本を手にとることができるように、学級文庫の充実を図ります。
- ・児童生徒の発達段階に応じた推薦図書などを選定し、子どもたちの選書の参考になるように努めます。
- ・各教科や特別活動、総合的な学習の時間等の学習活動の中で学校図書館を活用し、本や資料を用いて、自分の知りたい情報を選択し活用できる力を育てます。そのために、資料や蔵書の充実を図り、児童生徒が読みたい本や調べたい資料がより見つけやすくなるように図書の検索システムの導入や学習支援のできる司書等を配置できるように努めます。
- ・児童生徒にとって魅力ある学校図書館となるよう、学校司書を常勤で配置し、その活用を図るとともに開館日を増やし、設備・備品を充実し室内を整備することに努めます。

### (3) 家庭・町立図書館との連携

- ・町立図書館や学校の読書ボランティアによる読み聞かせやブックトークなど多様な読書活動が展開できるように連携を強め、読書活動を推進します。
- ・学校での読書活動の様子を、「学校だより」などを活用して家庭に知らせるとともに、学校に備えられたPTA図書の利用を促して保護者に読書の習慣をつけてもらい、子どもたちの家庭での読書活動の促進に努めます。

### 3 町立図書館における読書活動の推進

図書館は、子どもの読書活動を推進するうえで中心的な役割を担っています。様々な種類の本を自由に選び読書の楽しみを知り、読書の幅を広げるはたらきをする大切な施設です。また、子どもの読書活動に大きな影響を及ぼす保護者をはじめとする大人の読書活動を支援する施設でもあります。

#### 【現状と課題】

##### (1) 子ども向け図書蔵書数と貸出冊数

町立図書館には、70,803冊の蔵書があり、その内、児童書は27,368冊で、子ども1人当たり27.8冊の本を所蔵しています。また、児童書の貸し出し冊数は年間15,357冊で、子ども1人当たり15.6冊の利用があります(平成26年3月末)。本町は高齢化が進んでおり、子どもの数が1,366人と少ないため、1人当たりの蔵書数は高くなっていますが、貸し出し冊数は他の図書館と比べて少なくなっています。

##### (2) 図書館の利用状況

図書館を利用したことがある子どもは、乳幼児は全体の15.5%・小学生は64.0%・中学生では28.0%・高校生年代では12.3%と、小学生以外の利用の割合が大変低くなっています。小学生も、授業で図書館見学に来る3年生を中心として、学校の授業の中で利用しているので高くなっているのではないかと思われます。また、乳幼児期に図書館を利用した子どもは、中学生・高校生年代になっても利用する傾向が見受けられます。乳幼児に親子で図書館を利用してもらう工夫が必要です。

##### (3) 図書館の事業と子どもの参加

図書館では、子どもや保護者を対象としたおはなし会・映画会・人形劇・工作教室などを実施していますが、人形劇・工作教室を除いては参加者が限られています。

##### (4) 保育園・幼稚園・子育て支援センター・小中学校との連携

保育園・幼稚園、子育て支援センターへは、毎月1回、団体貸出として本をまとめて貸し出しています。また、小学校へは、学期に1回、学級毎に20冊の本を貸し出しています。団体貸出の本については図書館で選んでおり、学校や幼稚園が求められる図書が選択できているか疑問です。

図書館では、図書館見学や図書館利用についての学習、中学生の職場体験学習の受け入れなども行っています。また、小中学校では、図書館の利用についての学習がされており、中学生ではほとんどの生徒が図書利用カードを持っていますが利用率は低く、中学生の図書館利用を促進する必要があります。

##### (5) 図書館の利用と広報

新刊案内や行事を掲載した「図書館だより」を月1回、子育て支援センター・保育園・幼稚園・小学校・中学校などに配布しています。町民全体に対しては、広報「とよさと」で開館日や新刊の案内をしています。図書館の場所については、入口が分かりにくく場所も奥まっており、町民全体によく知られているわけではありません。

## (6) 図書館の利用者と設備

図書館内の設備に関しては、閲覧スペースがとても少なく、ゆっくりと本を読んで長時間を過ごされる利用者があまり見かけられません。また、書架に本が詰まりすぎていて、新刊や利用者の興味を引くような本の見やすい配置やディスプレイができていません。いずれの図書館にも必ずある閉架書庫の整備が急がれます。

## (7) 図書館とボランティアの活動

図書館のおはなしボランティア「とんとんポケット」は、図書館・学校・保育園のおはなし会や地域の団体への出前おはなし会などの活動をしており、毎月1回、ボランティアの研修と打ち合わせを図書館で行っています。おはなしボランティアは、子どもの読書活動を推進するために大きなはたらきをしていますが、現在活動しているのはこのグループも含めて3団体だけで、より多くのグループが多面で活動されることが望まれます。

## (8) 図書館と関係機関との連携

町立図書館は医療保険課、保健福祉課と連携をとって、ブックスタート事業や読み聞かせの取組についてより充実することが考えられます。

## (9) 図書館司書・ボランティアの活動

図書館職員やボランティア・教職員は、子どもと本をつなぐうえで大切な役割を果たしています。その専門性の向上のために、充実した内容の研修を実施し、より資質を高める必要があります。

## 【今後の方向性と具体的な取組】

### (1) 図書資料および設備の充実と整備

- ・絵本や紙芝居、児童文学、図鑑や学習資料、青少年向けの図書、障害のある子どもや外国籍の子ども向けの図書資料など、本町の実態に合わせた資料を充実します。
- ・図書館に閉架書庫を設置し、図書資料および館内の整理を行うことにより、閲覧机やソファなどを置くスペースを確保します。それにより、子どもたちにわかりやすく親しみやすい書架展示の工夫をするとともに、滞在してもらいやすい図書館をめざします。

### (2) 乳幼児期の子どもや保護者へのはたらきかけと医療保険課、保健福祉課との連携

- ・本に親しむきっかけづくりが重要とされる乳幼児とその保護者が利用しやすく、リピーターとなってもらいやすい図書館づくりを進めます。
- ・医療保険課、保健福祉課との連携を密接にし、ブックスタートをはじめとする本に親しむ機会を大切にする取り組みを進めます。

### (3) 保育園・幼稚園・子育て支援センター・小中学校との連携

- ・保育園・幼稚園・子育て支援センター・小中学校との連携を密接にし、図書資料の選定についての調整や、園児・児童生徒の読書活動に関する情報の交換に心がけます。
- ・現在、実施している学校・園でのおはなし会やブックトーク、団体貸出、図書館の見学などの活動をより充実させ、学校図書館および学習活動のサポートに努めます。

(4) 図書館事業の工夫と広報

- ・「おはなし会」をはじめとする図書館事業の内容を工夫し、子どもと本の出会いの場と機会を提供します。
- ・町の広報やホームページ、「図書館だより」などを活用し図書館の存在を住民に広く知ってもらい、子どもたちが読書に親しむ機会を充実します。

(5) ボランティアの支援および地域との連携

- ・現在、活動しておられるおはなしボランティアの活動を支援するとともに新しいボランティアグループの育成に努め、それらの活動を広くPRします。
- ・学校や園、各地域の公民館分館をはじめとする子どもの読書活動の拠点を中心に、ボランティアを主体とした活動を広く展開しサポートします。

(6) 図書館職員やボランティアの資質の向上

- ・子どもと本をつなぐうえで大切な役割を果たす図書館職員やボランティアの充実と資質の向上に努めます。

## 第4章 広報啓発と計画の推進

### 1 広報啓発と具体的な推進

この「豊郷町子ども読書活動推進計画」は、平成27年度から平成31年度にかけての5か年の間、町内の各関係機関や地域で実践されることとなります。そして、その実践は、保育園・幼稚園・学校・図書館や町関係機関だけでなく、子どもたちに関わる町民全体で実践しなくてはなりません。

そのためには、この計画を広報やホームページなどを利用して広く住民に知らせるだけでなく、それぞれの関係機関においても同時に啓発することが大切です。

特に、年度当初に設けられている「子ども読書の日（※1）」と「こども読書週間（※2）」に合わせて、関係機関が毎年一斉に住民に大きく広報することが、まち全体で取り組んでいることを意識づけることができ、この計画の周知につながると思われます。

※1：「子ども読書の日」4月23日

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）において、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものです。この法律では、「地方公共団体は、『子ども読書の日』の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない」とされています。豊郷町では、町立図書館において「子ども読書の日記念おはなし会」や「えいが会」などを実施していますが、今後、教育関係機関はもちろん福祉分野をはじめとするまち全体で連携した様々な取り組みを進めていくことが求められます。

※2 「こどもの読書週間」4月23日～5月12日

昭和34年に始まり、今では、「公益社団法人 読書推進運動協議会」が4月23日の「子ども読書の日」から5月5日の「こどもの日」を挟んで5月12日までを「こどもの読書週間」と定め、関係機関が各地で子どもの読書を推進するイベントを実施しています。

「読書週間」10月27日～11月9日

昭和22年に、「読書の力によって、平和な文化国家を作ろう」という決意のもと、11月3日の文化の日を中心にした2週間と定められたもので、今では、この運動は全国に広がっており、各地で様々な取り組みがされています。

### 2 推進体制の整備

この計画の推進にあたっては、今後、関係機関が連携を図りながら必要な施策を実行に移すとともに、豊郷町教育委員会事務局社会教育課において、実践された読書活動の取り組みについて年度ごとに収集し、目標の達成状況を把握し、推進状況を調査分析し、広報やホームページなどで情報提供します。その取り組みについては絶えずチェックし社会情勢の変化に伴って見直すことが重要です。また、必要に応じて推進委員会を設置します。

## 第5章 指標の設定

この計画では、子どもの読書活動の推進状況を概観できる指標を次のとおり設定します。この指標の達成状況の把握などによって、この計画の進行管理を行っていきます。なお、この目標は、子どもの読書活動の推進に必要と考えられる施策を行ううえでの目安として掲げるものであり、その達成を義務付けるものではありません。

指 標 名		現 状	目 標 (平成32年度)
1カ月の間に本を読まなかった児童生徒の割合	小学校	6.8%	5.0%
	中学校	61.9%	46.0%
児童生徒の1カ月の平均読書冊数	小学校	6.4冊	8.0冊
	中学校	1.2冊	2.0冊
学校司書の在籍日数	小学校	週2日(半日単位)	開校時は常時
	中学校	週1日(半日単位)	開校時は常時
学校図書館の開館時間	小学校	昼休みなど休み時間のみ	開校時は常時
	中学校	昼休みのみ	開校時は常時
学校図書館図書基準に達している学校の数	小学校	1/2校	2/2校
	中学校	0/1校	1/1校
学校図書館における児童生徒1人あたりの年間貸出冊数	小学校	12.0冊	15.0冊
	中学校	0.7冊	3.0冊
園児1人当たりの蔵書冊数	保育園	13.3冊	14.0冊
	幼稚園	11.3冊	11.5冊
図書館を利用したことがある子ども	乳幼児	15.5%	20.0%
	小学生	64.0%	70.0%
	中学生	28.0%	33.0%
	高校生年代	12.3%	15.0%
町立図書館の児童図書の蔵書冊数 (12歳以下1人あたり)		27.8冊	32.0冊
町立図書館の児童図書の貸出冊数 (12歳以下1人あたり)		15.6冊	18.0冊
読書ボランティアの団体数と人数		3団体(28人)	5団体(40人)

## 【参考資料】

- 1 各種調査集計結果
- 2 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 3 豊郷町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱
- 4 「豊郷町子ども読書活動推進計画」策定経過
- 5 豊郷町子ども読書活動推進計画策定委員名簿

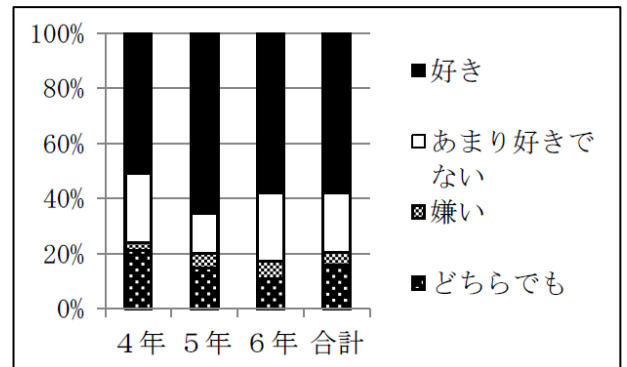
# 1 各種調査集計結果

## 子どもの読書活動に関するアンケート調査結果

対象：豊郷町立小学校2校の4年生～6年生（平成26年7月調査）

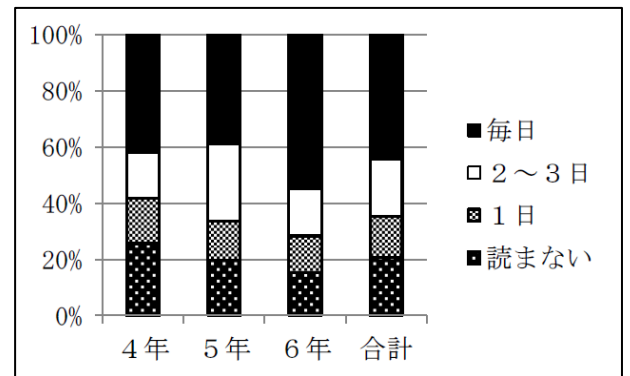
①あなたは本を読むことが好きですか。

	4年	5年	6年	合計
好き	36人	49人	37人	122人
あまり好きでない	18人	11人	16人	45人
嫌い	2人	4人	4人	10人
どちらでも	15人	11人	7人	33人



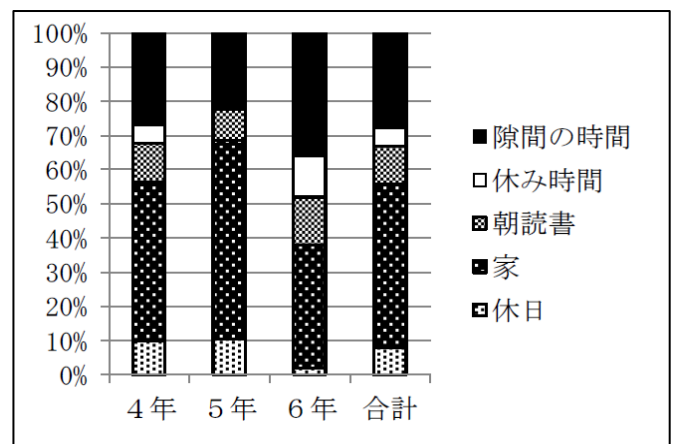
②あなたはどのくらい本を読みますか。

	4年	5年	6年	合計
毎日	31人	28人	29人	88人
2～3日	12人	20人	9人	41人
1日	12人	10人	7人	29人
読まない	19人	14人	8人	41人



③本を読むと答えた人はいつ読みますか。

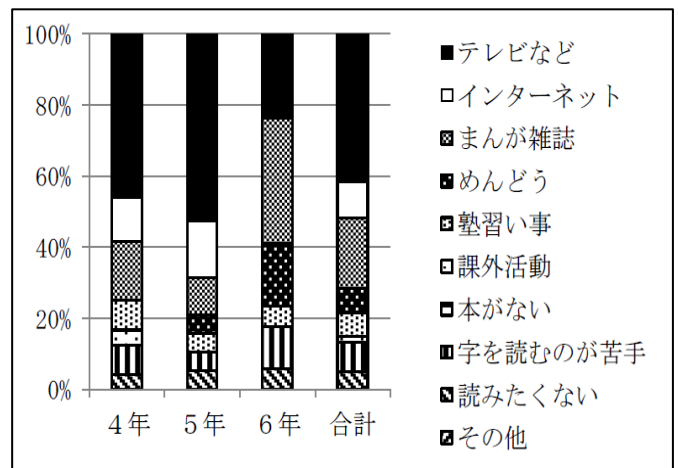
	4年	5年	6年	合計
隙間の時間	19人	15人	18人	52人
休み時間	4人	0人	6人	10人
朝読書	8人	6人	7人	21人
家	33人	39人	18人	90人
休日	7人	7人	1人	15人





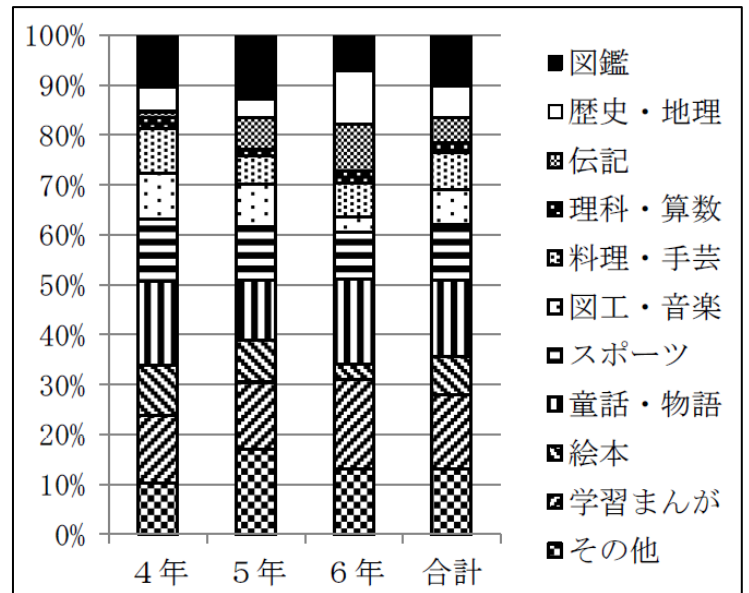
④本をほとんど読まないと答えた人はどうしてですか。

	4年	5年	6年	合計
テレビなど	11人	10人	4人	25人
インターネット	3人	3人	0人	6人
まんが雑誌	4人	2人	6人	12人
めんどろ	0人	1人	3人	4人
塾習い事	2人	1人	1人	4人
課外活動	1人	0人	0人	1人
本がない	0人	0人	0人	0人
字を読むのが苦手	2人	1人	2人	5人
読みたくない	1人	1人	1人	3人
その他	0人	0人	0人	0人



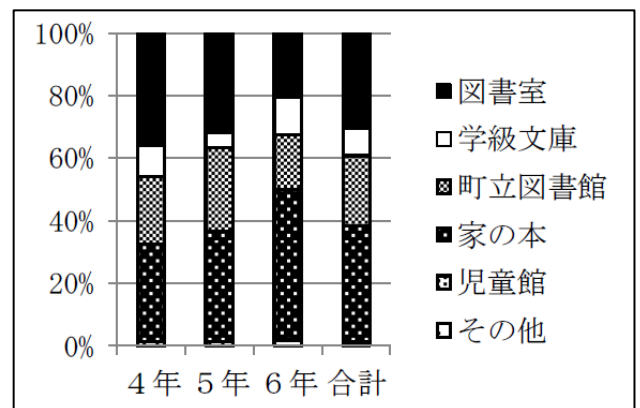
⑤あなたはどんな本を読みますか。

	4年	5年	6年	合計
図鑑	18人	18人	9人	45人
歴史・地理	9人	5人	14人	28人
伝記	2人	9人	12人	23人
理科・算数	4人	2人	3人	9人
料理・手芸	16人	8人	9人	33人
図工・音楽	16人	12人	4人	32人
スポーツ	22人	15人	12人	49人
童話・物語	30人	17人	22人	69人
絵本	18人	12人	4人	34人
学習まんが	24人	19人	23人	66人
その他	18人	24人	17人	59人



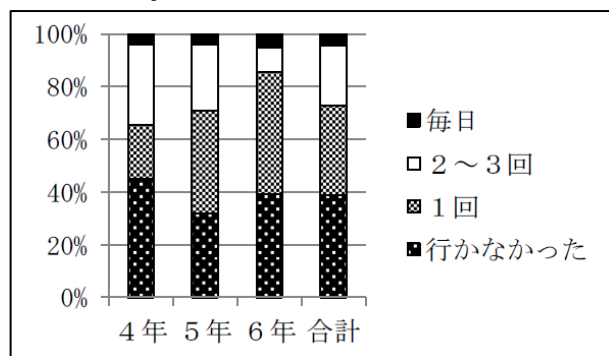
⑥あなたはどこの本をよく読みますか。

	4年	5年	6年	合計
図書室	32人	26人	12人	70人
学級文庫	9人	4人	7人	20人
町立図書館	19人	22人	10人	51人
家の本	28人	29人	28人	85人
児童館	1人	1人	0人	2人
その他	0人	0人	1人	1人



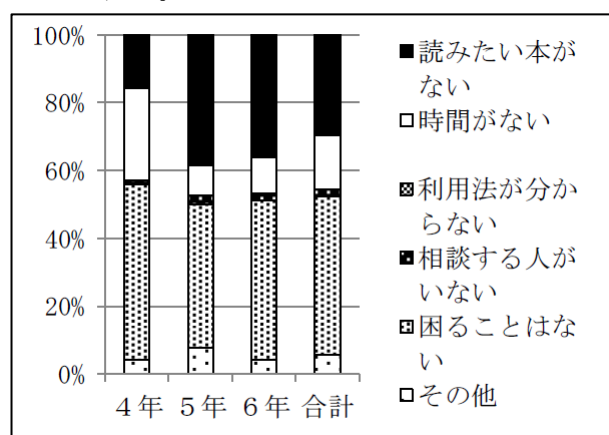
⑦あなたは1週間に学校の図書室にどのくらい行きましたか。

	4年	5年	6年	合計
毎日	3人	3人	3人	9人
2～3回	24人	18人	5人	47人
1回	16人	28人	26人	70人
行かなかった	35人	23人	22人	80人



⑧あなたは学校の図書室について困っていることはありますか。

	4年	5年	6年	合計
読みたい本がない	11人	30人	17人	58人
時間がない	19人	7人	5人	31人
利用法が分からない	0人	0人	0人	0人
相談する人がいない	1人	2人	1人	4人
困ることはない	36人	33人	22人	91人
その他	3人	6人	2人	11人

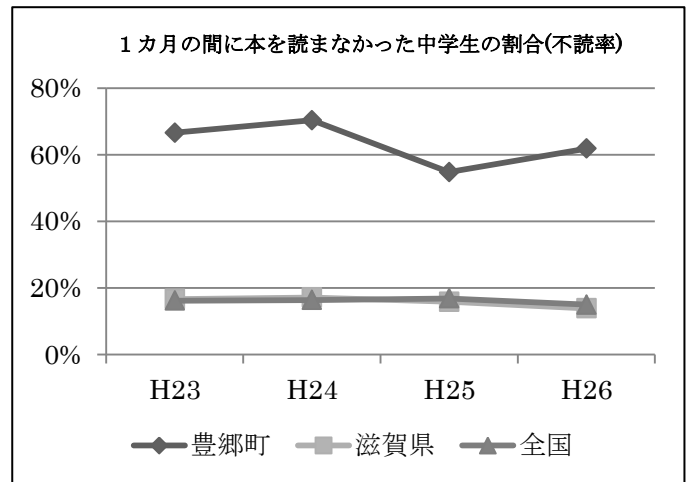
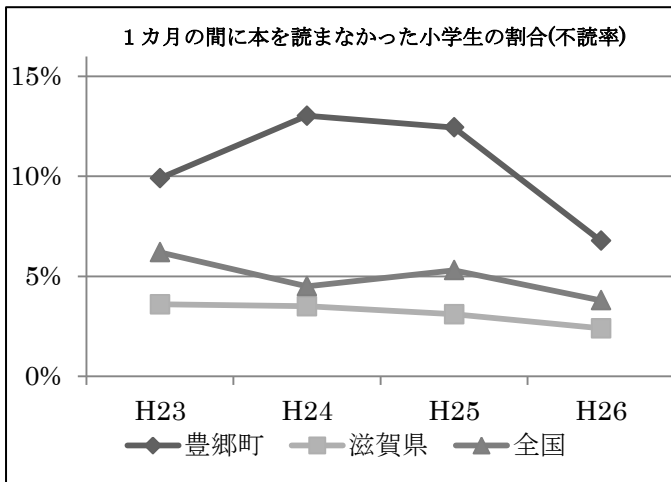


## 子どもの不読率と平均読書冊数の推移

### ① 1カ月の間に本を読まなかった子どもの割合(不読率)

小学生	H23	H24	H25	H26
豊郷町	9.9%	13.0%	12.4%	6.8%
滋賀県	3.6%	3.5%	3.1%	2.4%
全 国	6.2%	4.5%	5.3%	3.8%

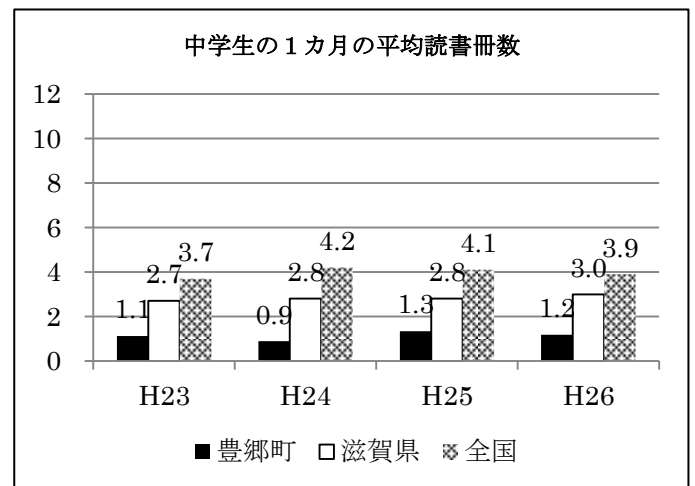
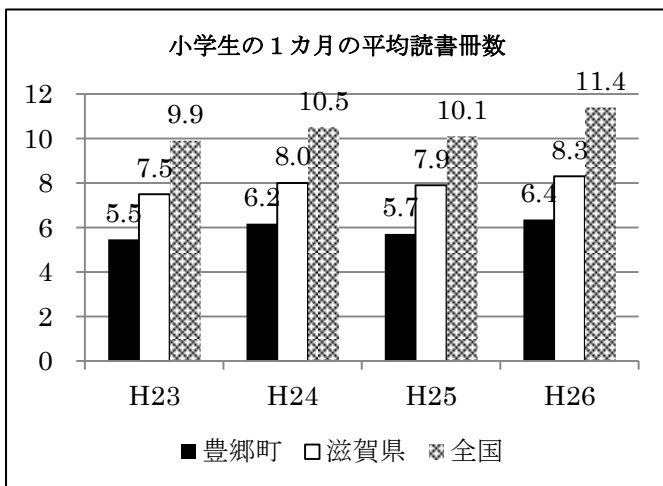
中学生	H23	H24	H25	H26
豊郷町	66.7%	70.4%	54.8%	61.9%
滋賀県	16.7%	17.2%	15.9%	13.9%
全 国	16.2%	16.4%	16.9%	15.0%



### ② 子どもの1カ月の平均読書冊数

小学生	H23	H24	H25	H26
豊郷町	5.5冊	6.2冊	5.7冊	6.4冊
滋賀県	7.5冊	8.0冊	7.9冊	8.3冊
全 国	9.9冊	10.5冊	10.1冊	11.4冊

中学生	H23	H24	H25	H26
豊郷町	1.1冊	0.9冊	1.3冊	1.2冊
滋賀県	2.7冊	2.8冊	2.8冊	3.0冊
全 国	3.7冊	4.2冊	4.1冊	3.9冊



※豊郷町、滋賀県の数値は子どもの読書活動に関する調査（滋賀県教育委員会）による。  
 全国数値は学校読書調査（毎日新聞社）による。

## 2 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

### 3 豊郷町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(平成 26 年 5 月 16 日教委告示第 3 号)

(目的)

第 1 条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、豊郷町における子どもの読書活動の推進を図るための必要な施策を策定するため、豊郷町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(掌握事項)

第 2 条 委員会は、求めに応じて次の各号に定める事項について検討するとともに、教育長の諮問に応える。

- (1) 子ども読書の意味と現状についての分析
- (2) 子ども読書活動推進計画の策定
- (3) 推進状況についての調査、分析
- (4) その他必要な事項

(委員)

第 3 条 委員は、子どもの発達や読書に係る者の中から 15 名以内で組織し、別表に掲げるものの中から教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、豊郷町子ども読書活動推進計画策定までとする。ただし、任期中に委員が欠けたときは、これを補充することができる。

(委員長)

第 5 条 委員会は、委員長および副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。また、委員長は、委員会を総理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 委員長は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、豊郷町教育委員会事務局社会教育課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

学校長代表	1名
P T A連絡協議会代表	1名
社会教育委員	1名
おはなし会ボランティア	若干名
保育園園長	1名
幼稚園園長	1名
子育て支援センター長	1名
豊日中学校図書主任	1名
豊郷小学校図書主任	1名
日栄小学校図書主任	1名
医療保険課保健師	1名
学識経験者	若干名



#### 4 「豊郷町子ども読書活動推進計画」策定経過

年	月	内 容
平成26年	5月	5/16 「豊郷町子ども読書活動推進計画 策定委員会設置要綱」を告示
	6月	6/6 第1回策定委員会 (委員の委嘱、策定委員会へ諮問、 今後のスケジュールについて)
	7月～8月	グループ会議(現状と課題の整理) 計画骨子案のまとめ
	9月	9/24 第2回策定委員会(計画骨子案の審議)
	10月～12月	グループ会議 (今後の方向性と具体的な取組について) 計画案のまとめ
平成27年	1月	1/15 第3回策定委員会(計画案の審議)
	2月	2/2～2/15 意見募集(パブリックコメント)の実施
	3月	3/2 第4回策定委員会 (計画案の最終審議、意見募集結果の検討) 3/2 策定委員会から答申 3/20 教育委員会定例会で議決

## 5 豊郷町子ども読書活動推進計画策定委員名簿

(順不同、敬称略)

氏 名	役 職 等	備 考
◎田 中 寛	学識経験者	総 括
○藤 森 勉	学識経験者 (図書館長)	図 書 館
堤 清 司	学校長代表 (日栄小学校校長)	学 校
山口 直子	P T A連絡協議会代表	地域・家庭・園
藤 博 之	社会教育委員	地域・家庭・園
此和 洋子	おはなし会ボランティア	図 書 館
槇 千 鳥	おはなし会ボランティア	図 書 館
内藤寿美子	おはなし会ボランティア	図 書 館
西川 久子	保育園園長 (愛里保育園園長)	地域・家庭・園
若林 成子	幼稚園園長 (豊郷幼稚園園長)	地域・家庭・園
西澤 眞理	子育て支援センター長	地域・家庭・園
松田 美雪	豊日中学校図書主任	学 校
辻 沙也加	豊郷小学校図書主任	学 校
堀川登世子	日栄小学校図書主任	学 校
吉田由美子	医療保険課保健師	地域・家庭・園

※◎は委員長、○は副委員長、備考欄は所属グループ

豊郷町子ども読書活動推進計画

発行／平成27年3月

発行者／豊郷町教育委員会事務局社会教育課

〒529-1161

滋賀県犬上郡豊郷町四十九院1252番地

TEL 0749-35-8010

FAX 0749-35-8021